

黒石市教育委員会訓令第1号

教育長の権限に属する事務の一部を黒石市みんなのホール館長に委任する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

黒石市教育委員会教育長 山内 孝行

教育長の権限に属する事務の一部を黒石市みんなのホール館長に委任する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を黒石市みんなのホール館長(以下「館長」という。)に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 教育長の権限に属する事務のうち、黒石市みんなのホールの使用許可に関する事務を館長に委任する。

(教育長の指示)

第3条 前条の規定により委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長の指示を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。